

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第28条の3の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成18年12月14日

京都市長 樺本 賴兼

1 入札に付する事項

(1) 委託業務等件名

京都市個人市民税・府民税課税支援システム（仮称）開発業務

(2) 委託業務の特質等

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおり

(3) 納入期限

平成19年3月31日まで

(4) 履行場所

京都市総合企画局情報化推進室情報政策課、理財局税務部主税課、法人税務課、各区、支所市民税（課税）課

2 入札参加資格に関する事項

一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日において現に京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿若しくは規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で、一般競争入札参加資格の確認の結果の通知日の前日までに平成17年12月7日付け京都市告示第426号（以下「告示」という。）に定める資格の申請を行い、開札の時までに告示に定める資格を有すると認められた者のいずれかであって、かつ、一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日において次に掲げるすべて

の条件（以下「特定競争入札参加資格」という。）を満たす者

- (1) 元請として、平成8年度から平成17年度までに、政令指定都市若しくはこれと同等規模以上の政府及び地方政府（複数の地方政府の共同体を含む。以下同じ。）における税に係る電子計算機処理システムの設計開発を完了した実績がある者、かつ、地方政府における個人住民税の課税に係る電子計算機処理システムの設計開発を完了した実績がある者
- (2) 財団法人日本情報処理開発協会又は同協会が認定したプライバシーマーク付与認定指定機関が認定するプライバシーマーク使用許諾認証を取得している者
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限から競争入札参加資格の確認までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていない者
- (4) この入札に参加しようとする者（個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。））が、この入札に参加しようとする他の代表者等と同一人であるときは、そのうち1者しか参加できない。

3 入札説明書等及び一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法並びに同説明書等に対する質問期限及び回答期限

- (1) 入札説明書等及び一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法
公告の日から、次の場所において無償で交付する。

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所本庁舎1階

京都市理財局財務部調度課

電話 075-222-3315

(2) 上記(1)の場所で配布する入札説明書等は、次のとおりである。

ア 入札説明書

イ 京都市個人市・府民税課税支援システム（仮称）開発業務委託説明書

ウ 京都市個人市・府民税課税支援システム（仮称）開発業務委託条件・仕様説明書

エ システムメンテナンス等業務説明書

オ ホストの改修範囲に係る説明書

カ 提案書記入要領説明書

キ 別紙 モニタリング説明書

ク 落札者決定基準

ケ 京都市情報セキュリティポリシー

コ 市・府民税 実務テキスト 平成18年11月

サ 市府民税の当初課税処理要項

シ 例月分の事務処理について

ス 当初課税について（平成17年度研修）

(3) 入札説明書等に対する質問期限及び回答期限

ア 入札説明書等に対して質問しようとする者は、市長に対し、上記(2)イの

「京都市個人市・府民税課税支援システム（仮称）開発業務委託説明書」

別紙1-1及び別紙1-2により、質問事項、住所、商号及び氏名（法人

にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名、届出済みの受

任者（以下「受任者」という。）がある場合には、受任者に係る事務所の

所在地及び氏名）を記載、押印した書面を、平成18年12月20日午後

5時までに、持参により3(1)の場所に提出するとともに、同一内容をフロ

ッピーディスクに入力して提出しなければならない。

書面等の受付時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

質問期限締切後、入札説明書等に対する質問は一切受け付けない。

イ 市長は、3(1)による質問を受けたときは、平成18年12月26日までに、質問に対する回答書を、一般競争入札参加資格申請を認められた者全員に対して送付するとともに、京都市理財局財務部調度課において閲覧できるようにする。

4 入札説明会の日時及び場所

平成18年12月21日 午後2時から

京都市理財局財務部調度課入札室

5 競争入札参加資格確認の手続

(1) 提出書類

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件に係る証明書等を提出し、審査を受けなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 添付書類

2(1), (2)に掲げる資格を有することの証明する書類

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類の提出期限及び提出場所

平成18年12月26日午後5時まで

3(1)の場所へ提出すること。

なお、郵送する場合は書留郵便とすること。なお、一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類を郵送する場合は、書留郵便とし、平成18年12月26日午後5時まで3(1)の場所に必着させること。

(3) 競争入札参加資格確認通知

書類の受領後、競争入札参加資格の確認を行い、その結果は平成19年1月10日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日において特定競争入札参加資格を有していたと認められる登録業者以外の者が、平成19年1月10日の前日までに告示に定める資格の審査の申請を行っていた場合において、平成19年1月10日現在において告示に定める資格の審査が継続しているときは、その者が開札の時までに告示に定める資格を有していると認められることを条件として、入札することができるものとする。

なお、当該資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

(4) 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 競争入札参加資格がないと認められた者は、市長に対し、書面により、競争入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、書面は平成19年1月12日までに、3(1)の場所へ提出しなければならない。

イ 市長は、アによる説明を求められたときは、平成19年1月17日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

(5) 競争入札参加資格確認の取消し

市長は、競争入札参加資格があると認めた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、5(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

ア 落札決定の日時までに、規則第2条に基づき告示し、又は要綱第14条の規定により定めた2の入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 落札決定の日時までに、要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参

加停止を受けたとき。

ウ 3(2)クの「落札者決定基準」で定める次の失格条件に抵触したとき。

(ア) 3(2)アの「入札説明書」及び3(2)カの「提案書記入要領説明書」により提出を求められている提案書及び必要書類について、それぞれ定められた提出期限までに提出しないとき。

(イ) 提案書について、「記載依頼事項説明書」(3(2)カの「提案書記入要領説明書」別紙2)で記載が義務付けされている項目について1つでも記載がないとき。

(ウ) 「提案書評価表」(3(2)クの「落札者決定基準」別紙1)のうち基礎点が配点されている各項目について、本市の要求水準に達していない項目が1つでもあるとき

(エ) 6(2)のヒアリングに欠席をしたとき。

(オ) 價格面の評価対象価格が3(2)クの「落札者決定基準」で定める基準価格を超えているとき。

エ ア、イ及びウに掲げるもののほか、本件入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

オ その他市長が特に入札に参加させると不適当であると認めたとき。

6 提案書の提出方法及びヒアリング

(1) 提案書の提出方法

ア 提案書の作成について

3(2)カの「提案書記入要領説明書」に基づき作成するものとする。

イ 提案書の提出期限

平成19年1月10日午前9時から平成19年1月17日午後5時までの間に3(1)の場所へ提出しなければならない。ただし、3(2)カの「提案書

記入要領説明書」の「様式6～9」については入札書と同時に提出することとし、「様式5」についてはヒアリングの際に提出することとする。

なお、提案書を郵送する場合は、書留郵便とし、平成19年1月16日午後5時までに3(1)の場所に必着させること。

ウ 「提案書記入要領説明書」の「様式1～9」については、書面により提出するとともに、同一内容をフロッピーディスクに入力して提出しなければならない。

(2) ヒアリングの方法、日時及び場所

入札参加資格を認められた者に対し、別に通知する。

7 入札執行の日時及び場所

平成19年1月26日 午後2時00分

京都市理財局財務部調度課入札室

なお、入札書を郵送する場合は、書留郵便とし、平成19年1月25日午後5時までに3(1)の場所に必着させること。

一般競争入札参加資格の確認の結果の通知の日の前日までに告示に定める資格の審査の申請を行っていた登録業者以外の者が、入札書を郵送しようとする場合において、入札書の到着の日においてその者の告示に定める資格の審査が継続しているときは、本市は、その者が開札の時までに告示に定める資格を有していると認められることを条件として、入札書を受領するものとする。

8 入札方法

落札者の決定は、総合評価一般競争入札方式をもって行うので、提案書を6(1)の指定期日までに提出すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免

税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 禁止事項

(1) 次に掲げる事項を禁止する。

ア この入札において落札し、契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）は、この入札において互いに競争相手であった落札者以外の者（以下「非落札者」という。）から契約の履行に必要な物件（落札者の商標をして製作された物件を除く。以下同じ。）又は役務を調達してはいけないものとする。

イ 非落札者は、契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を契約者に供給してはいけないものとする。

(2) ただし、それぞれについて契約者が、非落札者以外の者を経由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による本市の承諾を得た場合を除くものとする。

10 落札者の決定方法

- (1) 「落札者決定基準」に基づき評価し、同基準に定めるところにより落札者を決定する。
- (2) 同基準に基づく「機能評価点」及び「価格評価点」の合計点数が同一となる入札をした者が2名以上あるときは、くじ引きにより決定する。
- (3) 上記(2)の合計点数が同一となる入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定する。

(4) 入札に当たっては、予定価格を公表する。予定価格を上回る価格で入札を行ったときは、無効とする。なお、一般競争入札に参加する資格を有する者が1者となったときは、規則第12条第2項の規定に基づき、入札手続を取り消すものとする。

11 入札の無効

(1) 京都市契約事務規則第6条の2各号（第3号を除く。）に定めるものほか、一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載を行った者が行った入札は、無効とする。

(2) この入札において、代表者等と同一人である者の双方が入札したことが判明したときは、当該代表者等及び同一人である者のした入札は、規則第6条の2第13号に基づきそれぞれ無効とするとともに、競争入札参加停止を行う。

また、この入札により落札者を決定した場合において、契約を締結するまでの間に、落札者となった代表者等が、この入札において入札した他の代表者等と同一人であったことが判明したときは、契約を締結せず、それについて競争入札参加停止を行う。

12 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 詳細は、入札説明書による。
- (6) 本公告に関する問合せ先 3(1)の交付場所に同じ。

13 Summary

(1)Nature and quantity of the services to be required: City of Kyoto
individual municipal tax / prefecture tax taxation support system
(a tentative name) development duties

(2)Time-limit for the submission of application forms and relevant
documents for the qualification: 5:00 p.m.26 December,2006

(3)Time-limit of tenders: 2:00 p.m.26 January,2007

(4)Contact point for the notice: Supplies Section, Finance Division,
Finance Bureau, City of Kyoto

Teramachi-Oike,Nakagyo-ku,Kyoto 604-8571,Japan

Phone 075-222-3315

(理財局財務部調度課)